

第3回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年8月19日（水） 10:00～11:50

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

皆さん、おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、第3回地域協議会を開会します。

本日の会議に、中川委員、高橋委員、筒渕委員から、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、次第の2番「協議事項」(1)の「子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査の集計結果について」、前回に引き続き、何か感想などがありましたら、発言をお願いします。

昨日の十勝毎日新聞に今回の意識調査の記事が載っていましたが、「幕別町が子どもの権利条例の制定に取り組んでいること」について、対象者の80%が肯定の意思を持っているとありました。集計結果について、どのようなことでも構いませんので、順番に発言をお願いします。

委 員

「大人が子どもとかかわることが少ない。」という結果がありましたが、自分の生活と照らし合わせてみても、その様に思います。自分は新興住宅地に住んでおり、今は子どものいる年代が多いが、いずれは年寄りの多い住宅地になり、ますます子どもとかかわることがなくなってしまいます。そうすると子どもの権利のことや町の子どもがどうなっていくのか、日本の子どもがどうなっていくのか、ますます遠ざかってしまいます。今後、どのようにして子どもと接点を持っていったらよいかを考えなければならないと思います。

先日、夏休み中に幕別町社会福祉協議会が実施する「いきいきエンジョイ教室」で、お年寄りが近隣センターなどに集まるため、子どもボランティアとして参加依頼のチラシ配付が学校にもありましたが、世代間交流の場として、良い取り組みだと思っています。さらに、もっと一体的に取り組めるものになると、なお良いと思います。

会 長

ありがとうございます。それでは次の方をお願いします。

委 員

調査結果は、基本的には健全だと思いました。例えば、「困ったことがあったときに相談できる人がいますか。」との問いについても、父親、母親、友だち・先輩が多くを占めており、子どもとしては極めて健全な状況にあると思っています。ただ、「子ども会など地域の活動や行事への参加」の問いについては、中学生の結果をみると、4割が参加をしておらず、「全く参加をしていない」が4人に1人の状況となっています。中学生の現状としては、土・日曜日は部活動に参加しており、なかなか地域の活動に参加できないという問題もあるかと思います。もう一つは、地域の「子ども会」組織がなくなっていることもあります。地域に小中学生がいないなど、子ども会活動できない状況もあり、単一の町内会だけではなく、広域に捉えて取り組まないと地域の中で子どもを育てるといったことがなくなっていくのではないかと思います。

学校においては、毎月「教育の日」を設けて、地域の方に見ていただけるように取り組んでおり、特に民生委員さんが毎回かかわっていただいたり、地域によっては登下校時にボランティアの「見守り隊」ができていますなど地域とのかかわりがありますが、何らかの働きかけがないと地域の中で子どもたちを守るといったことが薄れていくのではないのでしょうか。積極的に子どもたちとのかかわりに取り組んでいかないと、地域の中で子どもを守るといったことは難しい時代になってきていると感じています。

会 長

子どもの見守り隊については、広尾町、音更町、浦幌町などで夏休みに子どもの宿題をみたりするなどの取り組みはありますが、幕別町はどうなんでしょうか。

委 員

登下校の見守りのほか、夏休みの間には宿題を見てもらったりしています。

会 長

それは大事なことだと思います。それでは次の方お願いします。

委 員

調査結果については、私が思っていた以上に関心が高いと感じています。自由意見に『親が「叱る」と「怒る」の違いをわかっていない。』とありましたが、確かにそうだと感じています。

また、地域の中での見守りですが、私の公区は商店街の地域であり、児童数が少なくなっただけで子ども会組織が自然消滅していたのですが、私の孫の年代が増え、今年から子ども会が復活しました。これまで夏休みのラジオ体操も他の公区と一緒に

っていましたが、単独で行うことができるようになり、先日の公区の親睦会でも0歳から90歳代までの幅広い年齢層の交流が行われたところです。それらのかかわりにより、子どもも大人も声かけがよりしやすくなり、孫たちと同居しているため地域の子どもの私の家に遊びに来るのですが、注意すべきときにも伝えられるようになりました。やはり地域の中で子どもを見てくことが必要だと感じています。

会 長

ありがとうございます。それでは次の方をお願いします。

委 員

私は白人小学校のそばに住んでおり、子ども会もあるのですが、ラジオ体操も30人以上集まっており、地域によって子ども会がないという話を聞いてびっくりしました。

また、調査結果を見て思ったことは、「今後参加してみたい（させたい）ことはなんですか」との問いについて、大人は「①スポーツ・文化・芸術活動、②自然の中で遊ぶ体験」でありましたが、子どもは「①スポーツ・文化・芸術活動、②家族との行事」と2番目の回答が異なっていました。子どもの意識もありますが、育てている親が、子どもの身につけさせたいことのために地域や学校とかかわったりするなどの働きかけをしなければ、子どももそういう気持ちにはならないと思います。

次に、先ほど町内会の行事への参加の話がありましたが、ラジオ体操、秋の運動会、盆踊りは参加していますが、花見などは、同世代の参加が少なく、参加しづらいイメージがあります。内容も幅広い年齢層が参加しやすい工夫や参加の投げかけの工夫があると良いと思います。

会 長

ありがとうございます。それでは次の方をお願いします。

委 員

地域のお話について、今の家に住んで10年以上になりますが、私の場合はもし子どもがいなかったら隣近所の方と会っても会釈程度で挨拶を交わすことさえなかったかもしれません。近寄って行って話をするのは子どもがいたからできたことのように感じています。隣近所の方に子どもも私も声をかけてもらって、今は安心して暮らすことができます。夜に子どもを家に置いて出かけなければならないときも、近所の方からは「火事や地震があったときには行くからね。」と声をかけていただいて、本当に助かっています。でも、自分に子どもがいなくても生活していく場所なので、地域とのかかわりがなければ、なお孤立化していつってしまうため、地域における交流の場は大切だと感じています。

また、調査結果では、子どもは親を頼っていると感じましたが、親も子どもを放ってはいないと思います。ただ余裕がないんだと思います。でも、余裕があるから子育てをして、余裕がないから子育てをしなくて良いというものではなく、私もこの協議会に参加できたからある程度の意識が持てたのですが、広く町民に子どもが思っていることを伝え、子どもに目を向けていかなければならないと思いました。

会 長

ありがとうございます。それでは次の方をお願いします。

委 員

子どもの権利条例は、子どものわがままを助長するようなものになってはいけませんが、子どものやりたいことを尊重したり、いじめや差別から守ったりするなど、子どもの権利条例の必要性はあると考えています。

また、条文の作成にあたっては、この協議会における話し合いをもとに、事務局で作成されるということによろしかったでしょうか。

事 務 局

以前にスケジュールをご説明した際にもお話しましたが、協議会における協議をもとに条例の素案を事務局で作成し、さらに委員の皆さんに検討していただく予定です。本日の協議事項の4番目にも先進地の条例の比較がありますので、後ほど先進地の条例の構成をご説明させていただきたいと思います。

会 長

たくさんご意見をいただきました。全体の話聞いて、何かありますか。

委 員

話を聞いていて、商店街という環境が、親、息子さん夫婦、お孫さんと3世代が一緒に生活していける環境なんだなあと思います。多分、単なる新興住宅地では入れ替わりも少なく、2世帯住宅も少ないため、次第に地域の高齢化が進行し、子どもの数の減少とともに、かわりが減っていくのだと思います。子どもたちの成長においても、3世代が一緒に生活するというのは良いことだと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて(2)の「子どもの権利に関する意見交換会の日程等について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

別紙6をご覧ください。こちらは、中学生との意見交換会の日程表です。5つの中学校においてご覧の日程で実施いたしますが、各日程で出席される委員さんのご都合の最終確認をしたいと思います。

会 長

皆さん、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

事 務 局

急なご事情がありましたら、その時は事務局までお知らせください。また、忠類中学校と糠内中学校を訪問する際は、町の公用車を確保しておりますので出席委員の皆さんはご自宅で待機をお願いします。なお、その他の3中学校は各自でお越しいただきますが、開始時刻の10分前までにはお集まりいただきたいと思います。

委 員

生徒は3年生が対象となるのでしょうか。

事 務 局

3年生のみが参加する学校もありますが、基本的には生徒会役員などですので、3年生のみとは限りません。

会 長

意見交換会ですので、こちらから一方的に質問するだけでなく、生徒からの質問などもあると思います。かしこまらずに生徒の率直な意見を確認したいと思います。

続いて(3)の「幕別町要保護児童対策地域協議会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

別紙7をご覧ください。こちらは、本町の要保護児童対策地域協議会の設置要綱であります。この協議会は、簡単に申しますと、虐待等によりお子さんを保護しなければならない、又は支援をしなければならないと判断される場合に、関係者で情報を共有するとともに、その子ども又は家庭に対し、どのように支援・指導していくかを協議し、支援・指導していくという機関であります。本町では、平成18年度から設置しております。

【別紙7の説明】

ー補足説明ー

○要保護児童への対応件数（ケース検討会対応件数）

平成18年度 身体的虐待1件、育児放棄（ネグレクト）1件

平成19年度 身体的虐待1件

平成20年度 育児放棄 1件

※ この他、ケース検討会を開催せずに、関係者で情報を共有しながら、随時対応する場合も多くあります。

○児童養護施設等への措置件数（措置を解除された児童を除く。）

幕別町に住所を有する児童が保護などのために措置された数 7人（4施設）

児童養護施設	5人（2施設）
児童自立支援施設	2人（2施設）

○小中学校におけるいじめ認知件数（文部科学省調査）

小学校：平成19年度 31件（3校）、平成20年度 2件（2校）

中学校：平成19年度 13件（4校）、平成20年度 7件（2校）

その主な内容は、無視、仲間はずれ、悪口など

会 長

ご質問やご意見がありましたら、発言をお願いします。

事 務 局

幕別町における実態として認識いただければと思います。

会 長

続いて(4)の「子どもの権利条例の先進地事例比較について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

別紙8をご覧ください。これは、道内の3つの自治体における条例の規定の構成を比較したものであります。

【別紙8の説明】

ー補足説明ー

「前文」とは、本来、法律や条例の規定には、なければならないものではありません。条例の規定をよりわかりやすく、条文の規定の趣旨を補足するために3つの自治体とも前文を設けています。なお、条約にも前文があります。

次に本則ですが、奈井江町、芽室町の条例において、第1条から第3条までを点線で囲い、「総則」と区分し、以下同様に区分をしておりますが、札幌市の条例のように章立てで構成されていないため、3つの自治体の条例の構成を比較しやすくなるよう、私ども事務局で区分したものです。2町の条例にはこのような区分は規定されておられません。

会 長

説明が終わりました。各自治体の条例を十分に読んでいただいた後、次回の会議において、協議する場を設けるとのことですので、質問等は省略します。続いて(5)の「次回の協議会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

今回の協議会は、ご覧の日程で研修会を行いたいと考えております。子どもの権利について精通され、多くの講演をされております山梨学院大学大学院教授の荒牧重人氏を講師に、テーマを「子どもの権利と条例制定の意義」として開催いたします。講師のプロフィールは別紙をご覧ください。この講演会を協議会の研修会と位置づけ、その後に、講師との意見交換を行いたいと思います。

また、協議会委員の皆さんのほか、民生委員・児童委員及び人権擁護委員への案内を予定しています。

会長

ただいま説明がありましたように、今回の会議は、9月8日（火）午後2時からとなります。専門家の話を聞ける機会は少ないですので、皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

会長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

- ・第3回地域協議会次第
- ・別紙6 子どもの権利に関する意見交換会の日程等について
- ・別紙7 幕別町要保護児童対策地域協議会について
- ・別紙8 子どもの権利条例の先進地事例比較について
- 【資料8】 奈井江町子どもの権利に関する条例
- 【資料9】 芽室町子どもの権利に関する条例
- 【資料10】 札幌市子どもの最善の利益を実検するための権利条例